

国家賠償法（抄）

〔昭和二十二年一月二七日法律第二二五号〕

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

国家公務員法（抄）

〔昭和二十二年二月一〇日法律第二二〇号〕

〔最終改正 平成二十七年九月一日法律第六六号〕

第一〇九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第三項の規定に違反して任命を受諾した者
- 二 第八条第三項の規定に違反して故意に人事官を罷免しなかつた閣員
- 三 人事官の欠員を生じた後六十日以内に人事官を任命しなかつた閣員（此の期間内に両議院の同意を経なかつた場合には此の限りでない。）
- 四 第十五条の規定に違反して官職を兼ねた者
- 五 第十六条第二項の規定に違反して故意に人事院規則及びその改廃を官報に掲載することを怠つた者
- 六 第十九条の規定に違反して故意に人事記録の作成、保管又は改訂をしなかつた者
- 七 第二十条の規定に違反して故意に報告しなかつた者
- 八 第二十七条の規定に違反して差別をした者
- 九 第四十七条第三項の規定に違反して採用試験の公告を怠り又はこれを抑止した職員
- 十 第八十三条第一項の規定に違反して停職を命じた者
- 十一 第九十二条の規定によつてなされる人事院の判定、処置又